

## 諸外国の価格転嫁を促す制度と取組事例調査報告書

2026 年 3 月 23 日

2026 年 4 月 13 日更新

一般社団法人食品需給研究センター

### 内容

はじめに .....	2
1 EU の規則と指令.....	3
1.1 CMO 規則 1308/2013 の書面契約義務に関する規定 .....	3
1.2 UTP 指令 2019/633.....	5
2 EU 加盟国の国内法と実施事例.....	8
2.1 フランス .....	8
2.2 スペイン .....	17
2.3 イタリア .....	20
3 国際比較 .....	22
3.1 法律の背景・目的 .....	22
3.2 価格を含む書面契約の締結義務 .....	24
3.3 価格や生産コストのモニタリングと公開を行う政府機関 .....	26

別添資料 フランス・エガリム法に基づく生産コスト指標

## はじめに

この調査の目的は以下のとおり。

### (1) 食料システム法と共通した目的を持つ法令と取組事例の把握

フランスのエガリム法など、日本の食料システム法と共通した目的（食料品等の取引の適正化。とりわけコストを考慮した価格形成）を持つ諸外国の制度を特定し、取引の適正化やコスト上昇分の価格転嫁等に関する措置・取組（平均価格や生産コスト指標の公開など）の実施事例や評価事例を情報収集する。

### (2) 消費者の理解醸成に関わる規程やその実施状況の把握

当該事例に関連して消費者の理解醸成に関わる法令やガイドラインといった規程がある場合には、その実施状況（方法）を明らかにする。ない場合にも、消費者への理解醸成に関わる政府機関の取組がないか探索し情報収集する。

なおフランスのエガリム法に関する記述は令和4年度（2022年度。2023年3月付）の三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる農林水産省委託調査の報告書<sup>1</sup>（以下、「MURC2023」という。）、またEUおよびフランス以外のEU加盟国の法令については国立国会図書館・小澤隆氏による「レファレンス」掲載の報告<sup>2</sup>（以下、「小澤2025」という。）を特に参考にした。

---

<sup>1</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「令和4年度フランスのEGalim法による食品の価格形成に関する実態調査委託事業報告書」2023年3月

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/index-16.pdf>

<sup>2</sup> 小澤 隆「農産物・食品の適正な価格の在り方をめぐる欧州の動向」、国立国会図書館「レファレンス」、2025年5月

<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/14275921>

# 1 EU の規則と指令

まず、EU 加盟国に共通して適用される EU の CMO 規則（Common Market Organisation Regulation（農産物共通市場機構規則））と UTP 指令（不公正な取引慣行（Unfair Trading Practices:UTP）に関する指令）の内容を整理する。

## 1.1 CMO 規則 1308/2013 の書面契約義務に関する規定

### 1.1.1 規則の名称と関連箇所

Regulation (EU) No 1308/2013 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007, OJ L 347, 2013.12.20, pp.671-854.

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2013/1308/oj/eng>

この規則の第 148 条（対象：牛乳・乳製品）と第 168 条（牛乳・乳製品および砂糖以外の農産物）は、EU 加盟国が自国内における生産者と加工業者等との間の農産物の取引について書面での契約を義務づける場合、契約に記載する価格の算出に用いる客観的な指標は、生産コスト等に基づくことができる、としている。

### 1.1.2 制定・改正の経過

CMO 規則は EU の共通農業政策のうち市場関連政策に関わる規則である。1960 年代から 2000 年代後半までは品目ごとに定められ、2007 年に単一の規則（規則 1234/2007）となった。2013 年に大幅な改正があり現在の規則 1308/2013 の形となった。その後も部分的な改正が加えられて現在に至っている。

表 1-1 規則 1308/2013 における契約関係や価格算出に関わる規定と前身規則の条項

品目分野	規則 1234/2007	規則 1308/2013
砂糖	第 50 条	第 125 条
牛乳・乳製品	第 185f 条	第 148 条
農産物全般（上記を除く）	なし	第 168 条

前身の CMO 規則 1234/2007 における牛乳・乳製品を対象とする契約関係の規定は 2012 年の改正によって追加された<sup>3</sup>。

### 1.1.3 現行規則の規定内容（第 168 条の場合）

EU 加盟国は、自国内における生産者と加工業者等との間の農産物の取引について、書面での契約を義務化できる。EU 加盟国が書面契約を義務化した場合、支払い価格は固定価格、変動価格又は両者の組み合わせのいずれかでなければならず、変動価格の場合、市場状況の変化を反映する客観的な指標、指数、及び最終価格の計算方法等を含むことができる。EU 加盟国は調査に基づく客観的な指標を決定できる。契約当事者は EU 加盟国が決定した指標やその他の指標を自由に参照することができる（詳細は小澤 2025、p5～6）。

### 1.1.4 CMO 規則第 168 条等の改正案

欧州委員会が 2024 年 12 月に提出した CMO 規則改正案は、書面契約の作成、生産コストの変化を反映する指標等の価格算出への使用を EU 全域で義務化する内容を含んでいる。

欧州委員会 CMO 規則改正案

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024PC0577>

- ・ EU 全域で書面契約を義務化
- ・ 生産コストの変化を反映する指標の利用の義務化
- ・ 改定条項の義務化

2025 年 8 月に欧州議会本会議で機関間交渉への委任が採択され、10 月に欧州理事会との協議が行われた。12 月から欧州理事会内の農業特別委員会で審査が進められている。

[https://law-tracker.europa.eu/procedure/2024\\_319?lang=en](https://law-tracker.europa.eu/procedure/2024_319?lang=en)

2026 年 3 月 5 日に議会と理事会の暫定合意が発表された<sup>4</sup>。今後、理事会・議会それぞれの承認を経て CMO 規則第 168 条の改正される見込みである。なお改正案では適用は改正規則の発効から 18 か月後とされている。

---

<sup>3</sup> CMO 規則を改正する規則 261/2012 による。前文(2)は 2007-2009 年の牛乳・乳製品の（生産者段階の）価格の暴落、および飼料やエネルギーなどの投入コストの大幅な増加より、生産者の経営が悪化した、消費者レベルでの乳製品価格の低下には繋がらず下流部門の粗利益が拡大した、という背景が述べている。前文(14)は「生産の持続的な発展を確保し、ひいては酪農家の公正な生活水準を確保するためには、酪農家の乳製品加工業者に対する交渉力を強化し、サプライチェーン全体における付加価値のより公平な分配を実現する必要がある」と述べている。

<sup>4</sup> 欧州理事会 2026 年 3 月 5 日付プレスリリース「理事会と議会は食料サプライチェーンにおいて農家に強力な交渉力を与える暫定合意に達した」

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/03/05/council-and-parliament-reach-provisional-agreement-to-give-farmers-a-stronger-negotiating-position-in-the-food-supply-chain/>

## 1.2 UTP 指令 2019/633

### 1.2.1 EU UTP 指令とは

農産物・食品サプライチェーンにおける売手・買手間で禁止される UTP のリストを定め、EU 域内で最低限の調和を図る指令である。

Directive (EU) 2019/633 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on unfair trading practices in business-to-business relationships in the agricultural and food supply chain

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/633/oj/eng>

### 1.2.2 EU UTP 指令が規制する慣行

UTP 指令では、UTP (unfair trading practices (不公正取引慣行)) を以下のとおり定められている。

\* ブラック慣行 (いかなる状況においても禁止)

- ・ 生鮮農産物・食品に対する 30 日を超える代金支払遅延
- ・ その他の農産物・食品に対する 60 日を超える代金支払遅延
- ・ 生鮮農産物・食品に関する直前 (30 日未満の期間) での注文の取消し
- ・ 買手による一方的な契約変更
- ・ 特定の取引と無関係な支払
- ・ 損失及び劣化のリスクの売手への転嫁
- ・ 供給に係る合意内容の書面による確定に関する売手からの要求を買手が拒否すること
- ・ 買手による売手の営業秘密の不正利用
- ・ 買手による取引上の報復行為
- ・ 顧客の苦情を調査する費用の売手への転嫁

\* グレー慣行 (当事者間で事前に明確かつ曖昧さが無い方法で合意した場合を除き禁止)

- ・ 対価を支払わずに売れ残り商品の返品等を行うこと
- ・ ストック、陳列等の費用を売手が支払うこと
- ・ 販売促進の一環としての値引きに要する費用を売手が支払うこと
- ・ 広告の費用を売手が支払うこと
- ・ 販売の費用を売手が支払うこと
- ・ 売手の製品を販売するための施設の設営スタッフの費用を売手が支払うこと

このように指令 2019/633 自体は、生産コストを下回る価格での取引を UTP とはしていない。

### 1.2.3 EU 加盟国における国内法の整備状況

欧州委員会が 2024 年に欧州議会等に提出した UTP 禁止の実施についての報告書<sup>5</sup>によると、すべての EU 加盟国は、UTP 指令に対応する国内法を整備済みである。

このうち、スペイン（フードチェーン法。本報告書 2.2 参照）、クロアチア<sup>6</sup>、ハンガリー<sup>7</sup>及びイタリア（2021 年 11 月 8 日立法命令本報告書第 198 号。本報告書 2.3 参照）の 4 か国は、生産コストを下回る価格での取引を規制する規定を設けている。

ドイツでは生産コストを下回る取引に係る規制の導入は見送られた。

### 1.2.4 UTP 指令の改正への動き

欧州委員会は、「農業者がその生産物について構造的に生産コストを下回って販売することを強いられるべきではないという原則」に対応するための UTP 指令改正案を今後提出すると予告している。（小澤 2025、p27）

欧州委員会は、2025 年 12 月に UTP 指令の評価報告書<sup>8</sup>を発表した。さらに指令の改正に関する意見募集を行った（2026 年 2 月 27 日まで）。

[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14819-Business-to-business-unfair-trading-practices-in-the-food-supply-chain-revision-of-EU-rules\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14819-Business-to-business-unfair-trading-practices-in-the-food-supply-chain-revision-of-EU-rules_en)

ただし現時点では指令改正案は示されておらず、生産コストを下回って販売させることを UTP に追加するような提案には至っていない。

2026 年 3 月 6 日には不公正取引慣行指令（UTP 指令）の適用に関する「実施対話」

---

<sup>5</sup> European Commission, “Report from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Implementing the prohibition of unfair trading practices to strengthen the position of farmers and operators in the agricultural and food supply chain – State of play,” COM(2024) 176 final, 2024.4.23, p.3.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024DC0176>

<sup>6</sup> <https://www.zakon.hr/z/963/zakon-o-zabrani-nepostenih-trgovackih-praksi-u-lancu-opskrbe-hranom>  
第 2 章 第 11 条（1）24 で UTP の一つとして定めている。

「24.供給者が売受人に対して、生産価格（cijena proizvodnje）を下回る価格での購入・販売を強制する行為」

<sup>7</sup> ハンガリーの UTP を禁止する法律は以下のとおり。ただしどの条項が生産コストを下回る価格での取引の規制にあたるのかは不明。

<https://net.jogtar.hu/jogszabaly?docid=a0900095.tv>

<sup>8</sup> REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Evaluation of the Unfair Trading Practices Directive COM/2025/728 final

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=comnat:COM\\_2025\\_0728\\_FIN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=comnat:COM_2025_0728_FIN)

(Implementation Dialogue) がブリュッセルで開催され、農産食品サプライチェーン全体から主要な実務者が参加し、意見が交わされた<sup>9</sup>。今後も議論が続くものと考えられる。

#### 1.2.5 国境を超える UTP を規制するための新規則

EU 加盟国間の UTP を規制するため、前述の UTP 指令の改正への動きとは別に、各国の執行機関間の協力に関する新しい規則案が検討されていた<sup>10</sup>。この規則が 2026 年 3 月 5 日に採択され<sup>11</sup>、3 月 20 日に規則 2026/697 として官報に掲載された。2027 年 9 月 11 日から適用される。

Regulation (EU) 2026/697 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2026 on cooperation among enforcement authorities responsible for the enforcement of Directive (EU) 2019/633 on unfair trading practices in business-to-business relationships in the agricultural and food supply chain

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2026/697/oj>

---

<sup>9</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/media/events/implementation-dialogue-unfair-trading-practices-2026-03-06\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/media/events/implementation-dialogue-unfair-trading-practices-2026-03-06_en)

<sup>10</sup> 農業および食品サプライチェーンにおける企業間不公正取引慣行に関する指令 (EU) 2019/633 の執行を担当する執行機関間の協力に関する欧州議会および理事会の規則案  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52024PC0576>

<sup>11</sup> 欧州理事会プレスリリース／欧州理事会は農産食品分野における国境を越えた不公正な取引慣行に対抗するための規則を採択 (2026 年 3 月 5 日)

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/03/05/council-adopts-rules-to-combat-cross-border-unfair-trading-practices-in-the-agrifood-sector/>

## 2 EU加盟国の国内法と実施事例

フランスのエガリム法を含め、EU加盟国における、食料システム法と共通した目的（食品等の取引の適正化。とりわけ生産者・売り手側のコストの取引価格への転嫁）を持つ法令を整理し、その法令の名称、関連条項を特定する。さらに価格転嫁のためのコスト指標の作成・公表、消費者の理解醸成等の実施事例や評価事例を把握する。

### 2.1 フランス

#### 2.1.1 エガリム法の規定の全体像

エガリム法はフランスの既存の法典（農事海洋漁業法典、商業法典など）を改正する法律である。2018年に最初のエガリム法、2021年にエガリム2法、2023年にエガリム3法が制定され、法典が改正されている。

エガリム法は、

- ①農業生産者と取引相手との取引の適正化に関わる定めのほか、
- ②食品の品質・地産地消、
- ③アニマルウェルフェアの強化、
- ④健康に寄与し信頼性および持続可能性の高い製品の促進、
- ⑤食料分野におけるプラスチックの使用の減少

も対象としている。

表 2-1 に、①の食料品の取引の適正化に関連する規定について整理した。

#### 2.1.2 書面契約締結義務と生産コスト指標の作成・公表・運用：規定と運用状況

##### \* 農業生産者と最初の購入者間の契約

エガリム法では、農業生産者と最初の購入者との間の書面契約締結を義務づけている（ただし品目、取引形態、事業者規模により、適用除外となる）。その契約書のなかで価格の決定・改定方式を定めることとなっており、その際に生産コスト

指標を考慮することが求められている。またその生産コスト指標は各品目セクターの専門職業間組織が定め、公開することとなっている。エガリム法に基づく生産コスト指標の作成・公表・運用の現状については、牛乳、穀物、生鮮青果のセクターを事例として別途まとめた（別添資料）。

##### \* 「最初の購入者」以降の小売業者までの事業者間の契約

「最初の購入者」以降の事業者間取引については、2008年のフランス経済現代化法（Loi de modernisation de l'économie（通称「LME法」））により、商取引交渉の結果として当事者間で合意した条件を契約内容として文書化することを義務づけた（商業法典L.441-3-1）。契約期間は1年・2年・3年のいずれかであり、効力が発生する年の3月1日を最終期限と

して締結する必要がある。ただし期限内に締結できなかった場合、サプライヤー側は前年の契約内容により納入する必要があったため、インフレ化ではサプライヤーにとって不利だった。

そこでエガリム 3 法（2023 年）では、交渉不成立時にサプライヤーに納入を停止する権利を保障した。

表 2-1 農業生産者と取引相手との取引適正化に関わるエガリム法の主な規定（その 1）

	エガリム 1 法（2018）	エガリム 2 法（2021）	エガリム 3 法（2023）	法 No. 2025-337（2025） <sup>12</sup>
農業生産者と最初の購入者との間の書面契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面契約をする場合は農業生産者の提案が先行</li> <li>書面契約の場合する場合に含める条項を規定。価格決定・改定において生産コストの指標を考慮。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面契約を原則義務づけ（ただし卸売市場での取引は対象外。穀物、砂糖、果物・野菜、ワインなども対象外。事業者規模による適用除外<sup>13</sup>もある）</li> <li>契約期間は 3 年以上</li> </ul>		
再販価格水準	仕入れ価格の 110%以上に（SRP+10。2 年間の試行措置）	・延長。ただし特定アルコール類の除外	2 年間の延長	2 年間の延長（2028 年 5 月 15 日まで）
小売業者等の粗利益等の報告義務				政府は小売業者等の実際の粗利益率に関する報告書を議会に提出
値引きの制限	価格ベースで 25%以下			

（続く）

<sup>12</sup> 正式名称は”Loi n° 2025-337 du 14 avril 2025 visant à renforcer la stabilité économique et la compétitivité du secteur agroalimentaire”

（農産・食品セクターの経済的安定性と競争力を強化することを目的とする法律）。

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051465667>

「エガリム 4 法」構想の一部とされており、「エガリム 4 法」とは呼ばれていない。

<sup>13</sup> 対象農産物の年間売上高が 10,000 ユーロ未満の農業生産者・生産者組織等は書面契約義務が免除される。詳しくは MURC2023 の p22-23 参照。

表 2-1 (続き) 農業生産者と取引相手との取引適正化に関わるエガリム法の主な規定 (その 2)

	エガリム 1 法 (2018)	エガリム 2 法 (2021)	エガリム 3 法 (2023)
農業原材料の 割合表示と聖 域化		サプライヤーと買い手との交渉において、買い手が 農産物原料の購入価格の割合に関与することを 禁止	
プライベートプラ ンド契約の管 理		コスト変動に応じた自動価格改定条項	
物流上の罰金		契約不履行 (納入数など) があつた場合のペナ ルティの制限 <sup>14</sup>	ペナルティの上限を注文額 の 2% に設定
表示の実験		農産物の生産者の報酬の条件に関する情報を 消費者に提供する表示に関する実験	
フランス原産表 示への規制		フランス原産表示に対する詐欺的行為の禁止	
原産地表示		特性と原産地との間に関連性が証明されている 食品への (原料) 原産国表示の義務づけ	
小売業者等と サプライヤーと の商業関係			・締結不履行の罰則整備 ・サプライヤーに交渉不成立 時の納入停止権
国外経由によ る規制回避防 止			国際購買センター <sup>15</sup> を通じ ても、必ず「フランス法」を適 用

注) 情報源: エガリム 1 法と 2 法については主に MURC2023。

エガリム 3 法については以下を参考にした。

小田志保 (農林中金総合研究所) 「フランスの農畜産物のサプライチェーンとエガリム法に関する議論」

<https://www.nohken.or.jp/kikaku-iinkai/R6-kikaku/6-7-23-oda-kikaku1.pdf>

<https://www.idiproject.com/news/france-a-new-french-law-promoting-a-better-balance-in-the-relationships-between-retail-chains-and-their-suppliers-the-egalim-3-or-descrozaile-law-of-30-march-2023/>

法 No.2025-337(2025)については以下などフランス政府の web サイトを参考にした。

<https://www.vie-publique.fr/loi/297758-relation-commerciale-secteur-agroalimentaire-loi-travert-14-avril-2025>

<sup>14</sup> 契約にて予定される納入量との十分な誤差が認められること、にペナルティは不履行によつて生じた損害と釣り合っていること、など。MURC2023 p28-29 参照。

<sup>15</sup> 国際購買センター (centrale d'achat internationale) は、フランス国外の卸売仲介業者。大手小売が国際購買センターを通じて調達することでフランス法の規制を回避していると指摘されていた。

### 2.1.3 価格・マージン・コストの透明化

「価格・マージン観測所」(Observatoire de la formation des prix et des marges。以下「OFPM」という。)は、2010年制定の農業近代化法(農業と漁業の近代化に関する法律 第2010-874号)<sup>16</sup>によって設立された諮問行政委員会であり、政府機関である FranceAgriMer がその事務局を担っている。生産段階だけでなく、加工・流通段階間の取引価格に加え、各段階のマージン、さらにはコスト内訳についても、事業者の損益計算書やヒアリング結果をもとに継続的に調査し、その平均値等を公開している。2.1.2 で述べた各品目の専門職業間組織が定めた生産コスト指標の概要をまとめ公開する役割も果たしている。

### 2.1.4 生産者の報酬条件情報を表示する実験：規定と運用状況

エガリム2法第10条は、農産物の生産者の報酬の条件に関する情報を消費者に提供する表示に関する実験を実施する旨を定めている。

#### エガリム2法 第10条 (MURC2023 より)

I. – 農産物の生産者の報酬条件に関する情報を消費者に提供するための表示は、最大5年間の実験の対象となる。この表示は、電子的手段を含む、マーケティング又はラベリング、もしくは他の適切な手法によって行われる。これによって特に、消費者が容易に理解できる形で、生産者の製品が購入される価格の、生産者の報酬に関する影響について明らかにされる。

実験の目的は、様々な方法論及び表示方法を評価することである。

その方法論には、輸入される農業用原材料の調達による、フランス農家の報酬への悪影響が考慮に入れられる。

II. – 実験では、特に地域的な多様性及び代表性に関する2つの目標を考慮に入れる。実験の対象は、牛肉及び乳製品分野、有機農業由来の特定の農産物、ならびに政令により定められるその他の特定の農産物である。

実験段階において、農産物の生産者の報酬条件に関する情報を消費者に提供するために表示を設置することを希望する公人及び私人は、表示のすぐ近くの場所で、表示の実験的性質について言及しなければならない。

各実験の総括は、政府により国会に伝達される。

#### 実験の対象品目

この実験の対象品目は、政令 (Décret n° 2023-540, 2023年6月30日)<sup>17</sup>で列挙されて

<sup>16</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000022521587>

<sup>17</sup> Décret n° 2023-540 du 29 juin 2023 fixant la liste des productions mentionnées à l'article 10 de la loi visant à protéger la rémunération des agriculteurs

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047753603>

いる。

- ・牛肉 (viande bovine)
- ・羊肉・山羊肉 (viande ovine et caprine)
- ・豚肉 (viande porcine)
- ・生鮮果物・野菜 (fruits et légumes frais)
- ・牛乳・山羊乳・羊乳から作られた飲用乳および乳製品 (ヨーグルト、クリーム製品、バター、チーズ) (Lait de consommation et produits laitiers (yaourts et laits fermentés, crème conditionnée, beurre et fromages) au lait de vache, de chèvre ou de brebis)
- ・殻付き卵 (œufs coquille)

これらの品目を選んだ理由は政令では述べられていないが、①加工度の低い製品のほうが生産者の報酬を示しやすいこと、②2010年代のフランスにおける農業の経営危機が畜産で顕著であったこと、が理由に含まれると推測される。

### プロジェクトの選定

フランス農業・食品産業・食料主権省は2025年3月18日、「生産者報酬」表示の一般公開実験への関心表明の募集を開始した(7月30日締め切り)。その結果、以下の12のプロジェクトが選定された。<sup>18</sup>

- ・ SAS Pour de Bon によるプロジェクト「生産者報酬の表示」
- ・ SAS C'est qui le Patron?! (パトロンとは誰ですか?!) によるプロジェクト「消費者の動員と直接情報提供を通じて生産者への公正な報酬を保证する」
- ・ FNAB 協会 (全国有機農業連盟) によるプロジェクト「FNAB ラベル」
- ・ SAS JUSTE によるプロジェクト「儲かるブランド JUSTE」。
- ・ SAS Agri-Éthique によるプロジェクト「AgriEthique、フランスのサプライチェーンにおける初のフェアトレードラベル」
- ・ フェアトレードフランス協会によるプロジェクト「フェアトレード」
- ・ マックス・ハベラー・フランス協会によるプロジェクト「マックス・ハベラー フランス産フェアトレード認証牛乳」
- ・ Association d'Organisation de Producteurs Grand Ouest (AOP Grand Ouest) によるプロジェクト「エシック・スコア」- Poplait。
- ・ SNC Lidl によるプロジェクト「Remunera-score」
- ・ SCA Sodiaal Union によるプロジェクト「給与表示」
- ・ En Vérité 協会によるプロジェクト「生産者から消費者へ：公正な透明性を追求する団体」
- ・ マックス・ハベラー・フランス協会によるプロジェクト「フェアトレード/マックス・ハベラー認証バナナ」

12件のプロジェクトのうち11件は畜産分野に関するものである。「12件のうち3件は近

---

<sup>18</sup> <https://agriculture.gouv.fr/expe-affichage-remuneration>

なお SAS、SNC はいずれもフランスの法人格の略称。

日中に開始される予定」と述べられている。

#### 実験の目的・仮説・問い

実験プロトコル<sup>19</sup>によると、実験には、①消費者の情報ニーズに応えるとともに、②農業生産者にとって満足のいく報酬条件を促進するという2つの目的がある。

この実験は、生産者への報酬の透明性向上が、以下の効果をもたらすとの仮説に基づいている。

- ・消費者のより倫理的な購入を促す
- ・フードチェーンの事業者（加工業者・流通業者など）に、農業生産者の報酬向上への関与を促す

そのため実験では、①生産者への報酬条件として何を表示するか、②販売のなかでどう表示するか、③表示が消費者の選択をどう導くか、④生産者の報酬条件の改善につながるか、が問われ、評価されることになる。

#### 実験の方法

販売チャンネルは、スーパーマーケットなどの小売店舗だけでなく、オンライン販売や外食でもよい。

報酬条件を表示する方法としては、以下の3つの選択肢が示されている。

- a.製品表示：製品パッケージ、ラベルでの表示。QRコードでもよい。
- b.ブランドの表示：広告看板など。販売する製品と結びついていれば、デジタル媒体でもよい。
- c.販売時点または店舗による表示：店舗でのPOPなど。

#### 費用

実験プロトコル（7.1）によると、実験に応募して参加する主体には、財政支援は提供されない。

#### 実験開始の見通し

プロジェクト主体のwebサイト等をサーチした範囲で、現時点（3月23日）で実証開始の時期・内容についての情報が見つかったのはEn Vérité協会によるプロジェクトのみであった。

En Vérité協会のプロジェクトは2026年1月開始としている。乳製品（ヨーグルト2商品）対象とし、ラベルをパッケージに組み込む形で表示する。これらのラベルには、生産者の実際の生産コストに基づいて算出された公正な報酬、持続可能な農業慣行、そして地域農

---

<sup>19</sup> 「実験プロトコル：農業生産者に対する報酬条件の表示について」（Protocole de l'expérimentation : document cadrant l'expérimentation et son déroulé (cycle 1 et cycle 2))  
<https://agriculture.gouv.fr/telecharger/148000>

業における雇用の維持という3つの重要なコミットメントが明記されるという<sup>20</sup>。



### 2.1.5 エガリム法への評価

#### (1) フランス国民議会 経済委員会の評価ミッションによる評価

フランスには、法律の施行後3年を経過したあとに法律の影響に関する評価を行う定めがある(国会規則第145-7条第3項)。エガリム2法(2021年10月制定・公布)についても評価の対象となり、2024年2月に複数の議員で構成する評価ミッションが設けられた。評価ミッションは2025年2月に報告書<sup>21</sup>を提出している。評価の根拠(情報源)としては、生産者・事業者団体からのヒアリングや証言、行政側(政府)および監督機関(Direction Générale de la Concurrence, de la Consommation et de la Répression des Fraudes(競争・消費・不正防止総局、以下「DGCCRF」という。))が提供したデータ、OFPMの統計などが使われている。

報告書によると、経済効果(生産コスト上昇の価格転嫁=「成果」)は、2022-2023の異常なインフレ局面と重なり、法の寄与分を切り分けにくいため「評価が難しい」と判断を保留している。その一方で、法が狙う“marché en avant(価格の前進)”のロジックは理解され、法的(契約・交渉ルール)インパクトは大きい、と前向きに評価している。

条項別にみると以下のとおり。

#### a. 生産者との書面契約義務

生産者と最初の買い手との書面契約義務は、制度の土台である(p20)にも関わらず、行政の政省令による適用除外が広すぎ(例:「生鮮果実・野菜」との区分は広すぎる)、書面契約の実施を測定する統計がない(p48)。

#### b. 価格改定条項

書面契約に価格改定条項が取り入れられたものの、条項を入れるだけでは不十分で、発動条件が厳しすぎたり、当事者が“自動波及”を嫌って実質無効化したりする。

#### c. SRP+10(再販価格の最低マージン10%)

<sup>20</sup> <https://cdurable.info/le-collectif-en-verite-veut-imposer-le-nutriscore-pour-une-veritable-transparence-en-europe-de-toutes-les-marques-alimentaires/>

<sup>21</sup> [https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/cion-eco/117b1014\\_rapport-information.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/cion-eco/117b1014_rapport-information.pdf)

農家所得への効果が分析できておらず (p50)、政府が評価を提出できていない。

#### d. 監視・執行

DGCCRF 等の監視・執行については、違反が多く、取締りの人員・専門性が足りないといと指摘している (p56)。

以上の評価をもとに、24 の提案をまとめている。そのなかには、食品産業と流通業の粗利益と純利益のデータを翌年に取得できるよう入力義務を強化すること (提案 1)、書面契約義務の適用除外となる品目分野を見直すこと (提案 3)、農業生産者に役立つ指示を含む、契約書の標準テンプレートを作成すること (提案 5)、SRP+10 を延長すること (提案 18)、DGCCRF および FranceAgriMer でエガリム法の規定の遵守を監視する専任スタッフを増員すること (提案 20) などを提案している。

### (2) 消費者団体 UFC-Que Choisir の調査報告

フランス最大の消費者団体 UFC-Que Choisir は、議会でエガリム 4 法案が国会で検討されていた 2025 年 1 月に、「大手小売業者の保証されたマージン：トリクルダウン効果はどこへ行ったのか？」<sup>22</sup>と題する調査報告を作成し、2月4日付の記事<sup>23</sup>により公開した。

UFC-Que Choisir は以前から SRP+10 の規定に反対であった。調査報告では、SRP+10 条項が導入された 2019 年前後の政府統計における各セクターの生産者の営業総利益 (Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization ; EBITDA) の推移を根拠に、穀物・豚肉・牛肉のセクターの生産者の収入はむしろ減少し、乳製品セクターでは停滞しているとし、それを根拠に SRP+10 は生産者に利益をもたらしていないと批判している。

また農業従事者の収入と消費者の購買力を守るために、エガリム法が要求する書面契約の強化、専門職業間組織による信頼できる価格指標の確立、不遵守に対する制裁の適用、メーカーや小売チェーンの利益水準の OFPM を通じた透明化を求めている。

このように UFC-Que Choisir はエガリム法の規定のうち SRP+10 には明確に反対をしているが、ほかの条項についてはむしろ前向きで、遵守や透明化が不十分であることを批判している。

### (3) 食品産業の団体 ANIA の声明

---

<sup>22</sup> UFC-Que Choisir 「大手小売業者の保証されたマージン：トリクルダウン効果はどこへ行ったのか？」 2025 年 1 月

<https://www.quechoisir.org/action-ufc-que-choisir-marge-minimale-de-10-garantie-a-la-grande-distribution-mais-ou-ont-ruissele-les-milliards-d-euros-ponctionnes-aux-consommateurs-n148940/?dl=143920>

<sup>23</sup> UFC-Que Choisir 「大手小売業者には最低 10% のマージンが保証されます。しかし、消費者から徴収された数十億ユーロはどこに「流れ落ちた」のだろうか？」

<https://www.quechoisir.org/action-ufc-que-choisir-marge-minimale-de-10-garantie-a-la-grande-distribution-mais-ou-ont-ruissele-les-milliards-d-euros-ponctionnes-aux-consommateurs-n148940/>

フランス食品産業（飲食料加工業）の主要業界団体である ANIA（Association nationale des industries alimentaires）は、2025 年 2 月に「フランス農業を支えるために流通業者がすべき唯一の行動は、エガリム法を確実に適用することだ！」とする声明<sup>24</sup>を公表している。

ANIA は、大手小売チェーンなど流通業者がエガリム法を遵守していないと見ている。とくに、食品メーカーが提示する価格において農産物原材料のコストを交渉するのをやめること、国際購買センターを経由したエガリム法の回避をやめることを唱えている。

#### 2.1.6 フランスにおける UTP 指令の国内法化

フランスでは 2021 年 6 月 30 日付のオルドナンス<sup>25</sup>により商事法典を改正することで UTP 指令に対応した。ただしフランスの商事法典は以前から UTP 指令の禁止項目の多くを食料品に限らずカバーしていた。このためこのオルドナンスにより、商品一般の UTP とは別に、食料品を対象とする UTP が明確にされた。

---

<sup>24</sup> <https://www.ania.net/vie-de-lagro/les-distributeurs-nont-quune-seule-action-a-mettre-en-place-pour-soutenir-lagriculture-francaise-appliquer-la-loi-egalim>

<sup>25</sup> 農業および食品サプライチェーンにおける企業間関係における不公正な商慣行に関する 2021 年 6 月 30 日付オルドナンス第 2021-859 号  
<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043727761/>

## 2.2 スペイン

### 2.2.1 フードチェーン法と主な規定

スペインでは、UTP 指令の制定に先立ち、「フードチェーンの機能を改善するための措置に関する 2013 年 8 月 2 日法律第 12 号」（以下、「フードチェーン法」という。）が制定され、UTP の規制等が行われてきた。UTP 指令の国内法化は、同法の 2021 年の改正で措置された（小澤 2025、p13）。

フードチェーン法（2021 年の改正を反映した統合版）は以下のとおり。

<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2013-8554>

同法は、農産物・食品の生産から流通までのフードチェーンに関与する事業者間における取引に適用される（第 2 条）。売手・買手の規模について、UTP 指令における年間売上高のような制限はない。

以下、主に小澤 2025 により、主な規定を整理する。

#### 書面契約とその登録

スペイン・フードチェーン法は、EU の UTP 指令が定める UTP に加え、6 つのブラック慣行、3 つのグレー慣行を定めている。書面契約を作成しないこと、食品契約デジタル登録簿に契約を登録しないことはともにブラック慣行とされている。

1,000 ユーロを超える食品契約（農産物・食品の取引に関する契約。最終消費者との契約を除く。）は、食料品の納品に対し支払が即金で行われる場合等を除き、事前に書面で作成しなければならない（第 8 条）。契約当事者、対象物、価格、支払・納品の条件、契約期間など食品契約に定めるべき事項の詳細は第 9 条に規定されている。

一次生産者（農業、畜産業、林業又は漁業に従事する自然人又は法人）及びその組織から製品を購入する事業者は、納品の前にその食品契約を農業・漁業・食料省が保有する食品契約デジタル登録簿に登録する義務を負う（第 11 条の 2）。

国の執行機関には食品情報管理庁 (Agencia de Información y Control Alimentarios: AICA) が指定され（第 28 条）、同庁は調査のため食品契約デジタル登録簿にアクセスする権限を有する（第 11 条の 2）。

#### 生産コストを下回る取引を禁止

生産コストを下回る価格での取引の禁止は、2020 年の改正で設けられ、2021 年の改正で更に改められた（小澤 2025、p15）。これもブラックな UTP の 1 つ（フードチェーンにおける価値の破壊）となっている。

一次生産者又はその組織が受け取るべき食品契約上の価格は、いかなる場合にも、当該生産者が負担した総コスト又は実際の生産コストを上回らなければならない、それはその活動を行う上で負担した全てのコスト、特に、種子及び苗木、肥料、植物保護製品、農薬、燃料及

びエネルギー、機械、修繕、灌漑（かんがい）、家畜飼料、獣医費、減価償却、借入金及び金融商品の利子、請負作業、雇用労働力、生産者自身又はその家族構成員の労働力のコストを含まなければならない。（第9条第1項c号、第3項）

フードチェーンにおける価値の破壊を回避するため、各事業者は、直近上流の事業者に対し、当該事業者が実際に負担した製品の生産コストと同等以上の価格を支払わなければならない。

一次生産者の販売能力を保護するため、食料品の消費者への最終的な販売を行う事業者は、その実際の購入価格を下回る小売価格を適用又は提示してはならない。（第12条の3第2項～第5項）

### 価格とコスト指標の作成・公表

フードチェーン法には、「フードチェーン観測所」(Observatorio de la Cadena Alimentaria。「OCA」という。)の機能の1つとして、透明性及び客観性が保証された価格及び生産コストの指標を作成、公表し、定期的に更新することが規定されている（第20条）。

また、2013年のフードチェーン法の制定時に、標準契約書に記載すべき価格について、適切な場合には、価格又はコストの指標を考慮することができることとされたほか、専門職業間組織の業務の1つとして、価格及びコストの指標に係る調査研究が加えられた。

### 消費者の理解醸成に関わる規定

フードチェーン法には、日本の食料システム法（第53条）のように国が広報活動によって消費者や国民の理解を深めたり、国民に協力を求めるべきとする規定はみられない。

一方で、OCAには、生産者から最終消費者までのフードチェーンの最も代表的な組織および協会が参加する（第21条）。またその機能として、生産・加工・流通だけでなく消費者の代表者および行政との間での対話とコミュニケーションを促進し、食品価格形成プロセスに最大限の合理性と透明性をもたらす、としている（第20条1 i)）

#### 2.2.2 フードチェーン法の運用

##### 農業・漁業・食料省食品情報管理局による法律と制裁の広報

スペイン農業・漁業・食料省食品情報管理局の web サイトでは、フードチェーン法のページが設けられており、事業者向けのFAQのほか、「制裁の広報」、不遵守に対する措置の件数が公表されている。また苦情申し立て窓口のフォームも設置されている。

Ley de la Cadena Alimentaria（フードチェーン法）

<https://www.aica.gob.es/ley-de-la-cadena/>

「制裁の広報」については、法第24条に基づき、行政または司法による制裁について、4半期分ごとに事業者名・違反行為・罰金がリストされている。2026年第1四半期の公表では、19社の違反に対する計708,163.60ユーロ（約129百万円）の罰金について公表さ

れた。例えば、もっとも大きな制裁を受けた事業者（果実の集出荷業者）は、第 23 条.2.b) 違反（食品契約を書面で正式に締結しないこと）で 148,335 ユーロ、第 23 条 2.g)違反（支払期限の遵守の不履行）で 267,003 ユーロの罰金を科されている。

### OCA の web サイトでの価格情報等の公表

第 20 条に規定されている「透明性及び客観性が保証された価格及び生産コストの指標」については、スペイン農業・漁業・食料省の web サイトのなかに設置されている OCA の web サイト<sup>26</sup>に価格情報のページが設けられ、生産地価格や卸売価格が定期的に公表されている<sup>27</sup>。また、生産コスト指標については、当該 web サイトに品目ごとの事例研究のレポートが掲載されているほか、農業・漁業・食料省の統計情報のなかの「農業指標および支払い価格」の web ページ<sup>28</sup>等へのリンクを掲載する形となっている。この「農業指標および支払い価格」のページでは、農家や畜産農家が農場で使用する生産手段に対して支払う指標（2020 年を 100 とする値）と実際の価格の、国レベル、月次、年次の推移が掲載されている。

またスペインは 17 の自治州で構成されているが、各自治州にも OCA が設けられており、上記の農業・漁業・食料省の OCA の web ページから各自治州の各サイトにリンクされている。

フランスの OFPM や品目別の専門職業間組織による体系的・統一的な平均価格・マージンやコスト指標の調査・公表と比較すると、事例的・分散的な情報提供との印象を受ける。

---

<sup>26</sup> OCA web サイト：トップページ

<https://www.mapa.gob.es/es/alimentacion/temas/observatorio-cadena>

<sup>27</sup> OCA web サイト：バリューチェーン調査およびその他の調査

<https://www.mapa.gob.es/es/alimentacion/temas/observatorio-cadena/cadenas-valor/sistema-de-precios-om>

<sup>28</sup> 農業指標および支払い価格

<https://www.mapa.gob.es/es/estadistica/temas/estadisticas-agrarias/economia/precios-percibidos-pagados/precios-pagados-por-los-agricultores-y-ganaderos>

## 2.3 イタリア

### 2.3.1 法律

イタリアは 2021 年 11 月 8 日立法令第 198 号により UTP 指令を国内法化<sup>29</sup>した。

主な規定は以下のとおり（小澤 2025 による）。

#### \* 譲渡契約における書面作成義務

- ・ 契約期間（原則として 12 か月以上）、対象生産物の量及び特性、価格、納品・支払いの方式を定めなければならない（第 3 条）。
- ・ 納品と代金支払いが同時に行われる場合や、農業者・漁業者が所属する協同組合に農産物・食品を提供する場合は対象外（第 2 条）。

#### \* UTP の特定（第 4 条、第 5 条）

UTP 指令に定める UTP のほか、以下をブラック慣行として定義した。

- ・ 生産コストを下回る価格での農産物・食品の販売を売り手に課すこと  
※生産コストを下回る価格での取引全般を禁止しているのではなく、買い手が売り手にコストを下回る価格で販売することを押し付けることを禁止。
- ・ 最低 12 か月の契約期間を有する書面契約を作成しないこと
- ・ 取引の当事者間の不当かつ不釣り合いな経済的リスクの移転 等

### 2.3.2 平均生産コストの公表

「農産物市場サービス研究所」（Istituto di Servizi per il Mercato Agricolo Alimentare。以下「ISMEA」という。）が農産物平均生産コストを作成し、公表している。

<https://www.ismeamercati.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/12028>

ユーザー登録をすることで閲覧できる。

法律では明確に規定されていないが、監督当局（Ispettorato centrale della tutela della qualità e della repressione frodi dei prodotti agroalimentari（ICQRF））が UTP 違反の審査を行う際に、生産者自身や専門家が計算する生産コストのほか、この平均生産コストを考慮すると考えられる。

---

<sup>29</sup> 条文は以下のとおり。

<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2021-11-08;198>

### 2.3.3 平均生産コストの調査と算出方法

ISMEA の以下の web ページからリンクされている PDF で調査方法が紹介されている。

<https://www.ismeamercati.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/12028>

これによると

- ①業種クラスタを特定する（例：南イタリアのデュラム小麦生産クラスタ）。
- ②生産プロセスを分析し、コスト項目（資材など生産手段の投入）を特定して調査フォームを作成する。
- ③このフォームを事業者の担当者に配布し、直接インタビューを通じて回答を得る（1 クラスタあたり何者にインタビューをするのかは不明）。
- ④生産手段の価格は市場価格を別途収集して毎月更新する。

といった手順で調査を行っている。

農業生産の場合、次のように計算する（家畜であれば1頭あたりのコストを算出する）。

平均生産コスト（ユーロ/ha）＝総コスト（ユーロ/期間）／対象面積（ha）

総費用には直接費（種子・苗、肥料・農薬、燃油・潤滑油、労働費（賃金）、水利費、運搬梱包その他）のほか、間接費、機会費用（自家所有資産の利用、経営者の労働）を含む。

例えば肥料のコストは、インタビューによって得られた投入物量と、その肥料の市場価格をかけて算出する。労働費は、インタビューによって得られた投入時間に、平均の時間給をかけて算出する。

単位面積あたりの生産平均コスト（ユーロ/ha）をその年の平均収量（トン/ha）で割ることで、生産物1トンあたりの生産コストを得ることができる。

## 3 国際比較

フランス・エガリム法、スペイン・フードチェーン法、イタリア・UTP 立法命令（以下「欧州3国の法令」という。）について、日本の食料システム法と比較できるよう、表にまとめた。

### 3.1 法律の背景・目的

これらの法律は、農業・漁業から小売に至る食料品のサプライチェーンにおいて、合理的な費用の価格への転嫁を促しているという点で共通している。

#### \*背景認識の違い

欧州3国の法令には、生産者とその取引相手との交渉力が不均衡であるとの認識が立法の前提にある。特にフランスにおいては、その不均衡の結果として農業者が生産コストをカバーする価格を受け取っていないとの認識が強い。その不均衡の是正を図るため 2010～3年に定めた法令を 2018～21年に改正し、または新たに強化する法令を制定し、現在に至っている。

一方で、消費者の値ごろ感により小売価格を上げづらいとの認識は、少なくとも法令制定時の提案理由書や法律前文<sup>30</sup>では確認されなかった。

これらに係る日本との違いの背景の考察として、次のことが挙げられる。

- ・日本では長期にわたるデフレや実質賃金の低下により低価格の商品が消費者に選好され、2021年ごろまで食料品の小売価格の上昇は限定的であったこと
- ・日本と比較して欧州では大手小売チェーンのシェアが高く、サプライヤーに対してより高い価格交渉力を発揮できる立場にあること
- ・欧州の食品メーカーや小売企業の収益性は、日本の事業者と比較して高いと言われており、生産者や国民からみて「小売価格のうち生産者の取り分が少なすぎるのではないか」との疑念が生じやすいこと
- ・EUでは生産者に対する公的支援として、共通農業政策（CAP）に基づく生産者への直接支払いが農畜産業に広く行われ「市民・国民が財政を通じて生産者の経営を支えているにも関わらず、依然として経営が厳しいのはなぜか」（取引相手との交渉力不均衡が要因で

---

<sup>30</sup> 以下の文書を参照した。

・フランス・エガリム法（2018）提案理由書 Exposé des motifs

[https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000036562265/?detailId&detailType=EXPOSE\\_MOTIFS](https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000036562265/?detailId&detailType=EXPOSE_MOTIFS)

・スペイン・フードチェーン法の前文。その URL は 2.2.1 で示したとおり。

なおイタリアの立法命令には制定背景を述べる前文はないが、EU UTP 指令を国内法化するものである。UTP 指令前文にも小売価格を上げづらいとの認識は見られない。

はないか) という問題意識が生じやすい可能性があること

### \* コスト転嫁を促す主な規定

欧州3国の法令においては、生産者と買い手側事業者との間の取引における書面契約義務を規定している。これについては続く3.2で詳しく触れる。

生産コストへの考慮については、スペインとイタリアにおいて生産コストを下回る価格での取引(を強いること)を禁止しているが、フランスは書面契約において生産コストへの考慮を求めるにとどめている。

表 3-1 各法律の制定の背景・目的

	フランス・エガリム法	スペイン・フードチェーン法	イタリア・UTP 立法命令	日本・食料システム法
法律の成立時期	エガリム1法:2018年 エガリム2法:2021年 エガリム3法:2023年	フードチェーン法:2013年 同法改正 2021年	2021年立法命令第198号	2025年食料システム法 2026年4月完全施行
法律制定の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者と買い手との不平等な力関係への批判。</li> <li>2010年「農業近代化法」(農産物価格の乱高下を回避し生産者に公正な報酬を与えるため、特定品目の農業生産者と買い手との書面による販売契約を義務づけ。罰則なし)の実効性に疑問</li> </ul> <small>※UTP 指令国内法化はエガリム法ではなく商業法典の改正により対応</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーンにおけるパワー・アンバランス</li> <li>EU域内の市場統合や世界市場との接続が強まる中で、価格と生産コストが乖離しやすい。</li> <li>EUのUTP指令の国内法化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012年立法命令第1号第62条で農産物・食品取引の不正慣行是正を狙い、書面性(文書による合意の存在)を一定程度要求。しかし記載事項が不十分だった。</li> <li>EUのUTP指令の国内法化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産資材(飼料・肥料・燃料・資材・人件費)は上昇しても、小売価格は据え置き圧力が強い。</li> <li>価格形成のゆがみが、食料安全保障リスクに直結するとの認識。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業・食料供給チェーン内の関係の均衡化</li> <li>生産者の所得保護と価格体系の透明化の推進</li> <li>高品質・健康的・持続可能な食品への転換促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者と取引相手との交渉力のバランス改善</li> <li>UTPの禁止</li> <li>価格とコストの関係を可視化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産者(特に中小・個人生産者)の交渉力を保護すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料の持続的な供給の確保</li> <li>合理的な費用の考慮による価格形成</li> </ul>
コスト転嫁を促す規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面契約締結義務</li> <li>専門職業間組織が公表するコスト指標を参照する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面契約締結義務</li> <li>生産コストを下回る取引の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面契約締結義務</li> <li>生産コストを下回る取引を強いることを禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的費用考慮や協議対応の努力義務</li> <li>指定品目(米、牛乳、野菜、豆腐・納豆)について、民間団体がコスト指標を作成</li> <li>消費者の理解醸成</li> </ul>

一方で、欧州3国の法令においては、消費者に合理的な価格形成への理解を促すため政府が国民の理解醸成に努める、又は国民の協力を求めることに係る規定はない。日本の食料システム法やその公布の前年（2024年）に改正・施行された食料・農業・農村基本法は、合理的な費用を考慮した価格形成のため消費者の理解醸成を重視するが、欧州3国においてはむしろ生産者と買い手の間の利益の配分が問題と考えられており、消費者の理解醸成に取り組む必要性が認識しづらいのではないかと考えられる。

## 3.2 価格を含む書面契約の締結義務

生産者と買い手側の交渉力の不均衡にあることを前提としている欧州3国の法律では、書面契約締結を義務づけている。いずれも契約書の中に価格（の決定方式）を定めることを求めている。

書面契約義務には、次のような効果が期待できると考えられる。<sup>31</sup>

①生産コストを価格に反映させることができる

コスト指標を価格に反映させるには、書面契約が必要と考えられている。

②買い手側による収穫時期の取引条件の調整を許さない

生産者は収穫時期における生産調整が難しいため、強い交渉力を持つ買い手から不利な取引条件を押し付けられやすい。農産物であれば作付け前など早期に書面契約を結ぶことで、条件を固定することができる。

③政府による監督・執行・制裁を可能にする

④生産者の経営を安定させ、価格を安定させ、結果的に持続的な食料供給に資する

なお、日本の食料システム法では、書面契約に関する規定はない。

---

<sup>31</sup> 本報告書 1.1.4 で紹介した EU の CMO 規則改正案（2024 年 12 月）では、書面契約の有効について前文(8)で述べている。以下はその和訳。

「書面による契約の活用は、事業者の説明責任の確保、市場シグナルの重要性に関する意識向上、需要に応じた供給の調整、サプライチェーン内での価格伝達の改善、透明性の向上、そして不公正な取引慣行の防止と対処において極めて重要な役割を果たす」

表 3-2 書面契約締結義務

	フランス・エガリム法	スペイン・フードチェーン法	イタリア・UTP 立法命令	日本・食料システム法
対象	・生産者（農業者）と最初の買い手（購入者）間の取引 <sup>32</sup>	・食品サプライチェーン全般の取引	・農産物・食品の事業者間の取引	書面契約締結義務はない（合理的費用考慮や協議申出対応の努力義務）
契約に組みこまれるべき事項	価格決定方式（単価・自動改定方式 or 価格フォーミュラ）、納品量、品質、支払条件、契約期間等	当事者識別、対象商品、価格（固定または変動）、支払条件、納品条件、契約期間、終了条件、紛争解決手続等	契約期間、対象生産物の量及び特性、価格、納品・支払いの方式	
契約期間	3年以上	なし	原則として12か月以上	
適用除外	・卸売市場での取引は除外。 ・以下の品目は除外。 穀類・米、砂糖、青果、青果加工品、バナナ、ワイン、乾燥飼料、オリーブオイルなど ※現金対価での即時取引を除外する規定は見られない。	以下の取引は除外 ・現金対価での即時取引 ・小規模取引 ・卸売市場での即時取引	以下の取引は除外 ・現金対価での即時取引 ・農業者・漁業者と所属する協同組合・生産者団体との取引 ※卸売市場取引を除外する規定は見られない。	
その他の特徴	・買い手ではなく生産者側が契約内容を提案する。	・政府が運用する「食品契約デジタル登録簿」に、生産者からの最初の購入者が契約内容を登録する。		

<sup>32</sup> 最初の買い手以降の事業者間の書面契約締結義務は、エガリム法以前に商業法典が規定。

### 3.3 価格や生産コストのモニタリングと公開を行う政府機関

フランス、スペイン、イタリアでは、法令で特定する政府機関が、農産物等の平均的な価格や生産コストを定期的に調査し公表している。

フランスの OFPM は代表的な品目の事業者間の取引価格の平均価格から、加工・流通といった各段階の平均的な「グロス・マージン」（製品の販売価格－仕入価格）の推移を継続的に把握し、商品の小売価格に占める原材料価格と各段階のグロス・マージンの構成を公開している。生産段階だけでなく、各段階の平均的な各コストや純利益も調査している。OFPM はその結果をまとめた年次報告書を作成し、議会に対して提出するとともに、web サイトで公開している<sup>33</sup>。その要旨をまとめた資料も開示している<sup>34</sup>。一般消費者にとってわかりやすい表現とは言えないかもしれないが、グラフを使って価格やマージンの透明化に努めているとうかがえる。消費者団体には、メーカーや小売チェーンの利益率を OFPM を通じて監視したいという意向がある（2.1.5(2)参照）。

スペインにはフードチェーン法により設置された OCA が産地価格と消費地卸売価格を継続的に把握し公開している。生産コストについては、独自に情報収集するというよりは、政府の生産資材価格指標の統計等へのリンクを掲載して紹介している。

イタリアの ISMEA は、農産物・食品の市場価格を収集・整理・公表するだけでなく、農業生産段階の「平均生産コスト」を算出し、登録ユーザー向けに公表している。

スペインとイタリアに関しては、事業者間での取引価格の交渉において用いられることを想定していると考えられる。

---

<sup>33</sup> <https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/rapports-au-parlement-et-lettres>

<sup>34</sup> 2025 年報告書の記者発表用資料

[https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/documents-divers/conference\\_de\\_presse\\_definitif\\_pour\\_mise\\_en\\_ligne.pdf](https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/documents-divers/conference_de_presse_definitif_pour_mise_en_ligne.pdf)

表 3-3 政府機関による平均価格・コスト・マージンのモニタリングと公開

	フランス	スペイン	イタリア	日本
調査・公表機関	価格・マージン観測所 (OFPM : Observatoire de la formation des prix et des marges)	フードチェーン観測所 ( OCA: Observatorio de la Cadena Alimentaria)	農産物市場サービス研究所 ( ISMEA: Istituto di Servizi per il Mercato Agricolo Alimentare)	※食料システム法ではコスト指標について、国から認定を受けたコスト指標作成等団体による公表を規定。
Web サイト	<a href="https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/">https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/</a>	<a href="https://www.mapa.gob.es/es/alimentacion/temas/observatorio-cadena">https://www.mapa.gob.es/es/alimentacion/temas/observatorio-cadena</a>	<a href="https://www.ismea.it/">https://www.ismea.it/</a>	—
平均価格	・代表的な品目の農業生産者→加工業者（サプライヤー）→小売業者→消費者に至る各段階の価格を把握	・生鮮食品を中心に 34 品目の産地価格および消費地卸売価格を把握し公表	・農産物・食品の市場価格を体系的に収集・整理・公表	※既存の統計（卸売市場統計、小売物価統計調査等）を活用可能
生産コスト、加工・流通のコスト	・農業生産コストに加え、加工・流通段階のコストまで含め、サプライチェーン全体を横断的に把握。 ※生産コスト指標は各セクターの専門職業間組織が作成し公開している。OFPMのwebサイトではその概要とリンクを掲載。	・OCA 独自の調査結果の公表はみられない ※web サイトには政府の生産資材価格指標の統計等へのリンクを掲載	・平均生産コスト（costi medi di produzione）を月次算出。 （農業生産段階のみ）	※コスト指標作成等団体が生産から販売に至る各段階のコスト指標を作成し公表する。各団体は既存の統計（農産物生産費統計、農業物価統計調査等）や農林水産省の（委託事業の）調査結果を活用可能。
マージン	各品目の段階別マージンを継続的に把握し、経年比較。	なし	なし	なし
消費者向け情報発信	・議会向けの報告書や記者発表用資料を公開。 報告書には、価格やコストだけでなく、価格上昇要因の解説を含んでいる。	見られない。	見られない。	※国は食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して国民の理解を深める。 ※コスト指標作成等団体が、コスト指標についての情報提供を実施。

諸外国の価格転嫁を促す制度と取組事例調査報告書 別添資料  
フランス・エガリム法に基づく生産コスト指標

2026年3月23日  
一般社団法人食品需給研究センター

## 目次

0 生産コスト指標の公開 .....	2
1 牛乳 (Lait de vache) .....	4
1.1 作成主体 .....	4
1.2 公表の場 .....	4
1.3 指標の考え方・計算方法・使用する統計データ .....	4
1.4 指標の利用状況 .....	7
2 穀物 (Céréales) .....	8
2.1 作成主体 .....	8
2.2 公表の場 .....	8
2.3 指標の考え方・計算方法・使用する統計データ .....	8
2.4 指標の利用状況 .....	11
3 生鮮果実・野菜 (Fruits & Légumes frais) .....	12
3.1 作成主体 .....	12
3.2 公表の場 .....	12
3.3 指標の考え方・計算方法・使用する統計データ .....	12
3.4 指標の利用状況 .....	16
4 まとめ：3つのセクターの比較 .....	18

## 0 生産コスト指標の公開

FranceAgriMer（フランス農業・食料主権省傘下の公的機関）が事務局を担う諮問行政委員会「価格・マージン観測所」（Observatoire de la formation des prix et des marges。以下「OFPM」という。）は、エガリム2法第3条の定めに基づき、「四半期ごとに、公開されたすべての生産コスト指標を含む概要文書を公開する」<sup>1</sup>ことになっている。

OFPM のホームページ

<https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/>

このページ左上の”Tableau EGALIM mis-à-jour“のリンクから、最新の「エガリム・タブロー」をダウンロードできる<sup>2</sup>。これが第3条で定める「概要文書」にあたると思われる。

画像 0-1 「エガリム・タブロー」（一部）

SECTEURS	Indicateurs de coûts de production, rendus publics par des interprofessionnels et/ou instituts techniques				Produits
	Nature des indicateurs, périodicité et éléments méthodologiques	Modalité de publication	Où vers le lieu de publication	Publications OFPM	
LAIT DE VACHE	<p><b>Messagerie</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- indice de coût de production IPAMPA général lait de vache, et décomposition éléments achetés, énergie et lubrifiants source Institut de l'Élevage, d'après INSEE et AGRESTE, traitements IDELE</li> <li>- Marge IPAMPA sur coût total indice (MILC base 2020), source Institut de l'Élevage d'après FranceAgriMer, Insee et SSP</li> </ul> <p><b>Actualité</b>: Observatoire 2025 des coûts de production / prix de revient pour les laits conventionnel de plaine, conventionnel de montagne, biologique de plaine et biologique de montagne, coût de production et prix de revient (méthode COLPROD développée par IDELE), calculés sur deux sources: 3</p> <p><b>Tendance</b>: indice de coût de production IPAMPA général lait de chèvre, et décomposition éléments achetés, énergie et lubrifiants, source IDELE, d'après INSEE et AGRESTE indice base 2020; - Marge IPAMPA lait de chèvre</p>	Tableau de bord (mensuel) Indicateurs du CNIEL	<p><a href="#">Coût-Info - Indicateurs Annonciateur</a></p> <p><a href="#">IPAMPA - laitière.fr</a></p>	Un graphique "Coût de production du système lait de vache de plaine conventionnel de 2019 à 2024"	Lait
				Un graphique "Coût de production du système lait de vache plaine biologique de 2019 à 2024"	Lait biologique
LAIT DE CHÈVRE	<p><b>Messagerie</b>: 3 IPAMPA "Céréales et Oléoprotéagineux" (COP) et "autres grandes cultures" (OG), indices des coûts de production "Céréales" publiés mensuellement issu de l'indice IPAMPA "grandes cultures" en moyenne glissante 3 mois (source: Agreste)</p>	Tableau de bord (trimestriel) Indicateurs de l'ANICAP	<p><a href="#">Indicateurs L'ANICAP</a></p> <p><a href="#">IPAMPA - laitière.fr</a></p>	Un graphique "Coût de production du système de production laitière caprine spécialisée de 2019 à 2024"	Beurre
				Un graphique "Coût de production du lait tendre de 2019 à 2024"	Beurre et lait
CÉRÉALES	<p><b>Messagerie</b>: 3 IPAMPA "Céréales et Oléoprotéagineux" (COP) et "autres grandes cultures" (OG), indices des coûts de production "Céréales" publiés mensuellement issu de l'indice IPAMPA "grandes cultures" en moyenne glissante 3 mois (source: Agreste)</p>	Page internet dédiée "Indicateurs loi Egalim" sur le site de l'interprofession	<p><a href="http://www.linterprofession.com/bud">http://www.linterprofession.com/bud</a></p> <p><a href="https://interprofessionale-bio.org/">https://interprofessionale-bio.org/</a></p>	Pas de graphique blé dur	Beurre et produits
				Un graphique "Coût de production du blé tendre de 2019 à 2024"	Blé tendre, orge fourragère, maïs, blé dur
ORGE PROCHAINEMENT	<p><b>Messagerie</b>: indicateur des coûts de production grandes cultures: moyenne glissante 3 mois IPAMPA grandes cultures (source Agreste)- indice base 100 en 2020.</p>	Page internet dédiée "Indicateurs loi Egalim" sur le site de l'interprofession	<p><a href="#">loi Egalim 2 - Indicateurs - Publications - Tendances - Tendances</a></p>	Risère non cultivé	Co
POMMES DE TERRE INDUSTRIELLES	<p><b>Actualité</b>: Publication par le GFT des principaux indices de postes de coûts de production (incidence climatologique), établis à partir des données IPAMPA - Source INSEE, Base 100 en 2020.</p>	Publication sur le site du GFT	<p><a href="#">Site Indicateurs coût-act-3-3-2020: Coût de coût-act</a></p>	Pas de graphique	Pommes de terre industrielles
FRUITS ET LEGUMES FRAIS	<p><b>Messagerie</b>: Publication par interfe/ d'indicateurs agrégés sur l'évaluation du prix des facteurs de production pour 4 types de système de production: exploitations fruitières, exploitations légumières de plein champ, exploitations maraîchères de plein air et exploitations maraîchères sous abris. Ces indicateurs sont établis avec la collaboration technique du CSE.</p> <p><b>Méthodologie</b>: Croisement de différentes sources de données publiques -</p>		<p><a href="#">Documentation - Interfe</a></p>	Un graphique "Coût de production et marge nette comptable moyens des pommes dans les exploitations spécialisées de 2019 à 2023"	Fruits et légumes par produits de les groupes de produits
				Un graphique "Coût de production et marge nette comptable moyens des tomates dans les exploitations spécialisées (serres et abris hauts) de 2019 à 2023"	

<sup>1</sup> MURC 報告書 24 ページ

<sup>2</sup> [https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/sauv/PDF/tableau\\_indicateurs\\_egalim\\_couts\\_prod\\_et\\_marche\\_pour\\_mise\\_en\\_ligne\\_v15\\_11.xlsx\\_.pdf](https://observatoire-prixmarges.franceagrimer.fr/sites/default/files/sauv/PDF/tableau_indicateurs_egalim_couts_prod_et_marche_pour_mise_en_ligne_v15_11.xlsx_.pdf)

「エガリム・タブロー」に掲載されている品目は以下のとおり。

- LAIT DE VACHE 牛乳
- LAIT DE CHEVRE ヤギ乳
- CEREALES 穀物
- OLEO PROTEAGINEUX 油糧種子およびタンパク質食品<sup>3</sup>
- POMMES DE TERRE INDUSTRIELLES 加工用じゃがいも
- FRUITS ET LEGUMES FRAIS 生鮮果実・野菜
- FRUITS ET LEGUMES TRANSFORMES 加工用青果<sup>4</sup>
- VIANDES ET LAIT DE LA REUNION レユニオン島の食肉と乳
- VIANDE BOVINE DE LA MARTINIQUE マルティニーク島産の牛肉
- VIANDE BOVINE 牛肉
- VIANDE OVINE 羊肉
- PALMIPEDES GRAS フォアグラ用家禽
- VIANDE PORCINE 豚肉
- VOLAILLE 鶏肉
- LAPIN ウサギ肉
- OEUF 卵
- BETTERAVE ET SUCRE テンサイと砂糖

これらの品目ごとに、専門職業間組織がweb上に掲載している生産コスト指標等の情報へのリンクを掲載している。

ただし「テンサイと砂糖」に関しては、生産コスト指標へのリンクはなく、製品（粗糖と白砂糖）の価格指標へのリンクのみを掲載している。

---

<sup>3</sup> 脂質とタンパク質の両方が豊富な種子・果実。具体的にはピーナッツ、菜種、ヒマワリ、レンズ豆、大豆などを指す。

<sup>4</sup> 缶詰、冷凍、ジュース、ピューレ、ドライフルーツ、ピューレ、乾燥、缶詰、冷凍などの加工工程を経るもの。

# 1 牛乳 (Lait de vache)

## 1.1 作成主体

CNIEL (Centre national interprofessionnel de l'économie laitière 全国乳業職業間センター。以下「クニエル」という。)が、IDELE (Institut de l'Élevage 畜産研究所)の関与を受けて作成している。

クニエルは、生乳生産者、牛乳・乳製品メーカー、酪農協同組合、貿易・流通・施設給食の関係者をそれぞれ代表する団体からなる専門職業間組織である。

## 1.2 公表の場

CNIEL / Indicateurs économiques

<https://cniel-infos.com/LT943111-indicateurs-economiques>

## 1.3 指標の考え方・計算方法・使用する統計データ

クニエルは毎月「Tableau de bord - Indicateurs du Cniel」と題した資料 (PDF。2025年11月は計10ページ。以下「クニエル指標ダッシュボード」)を公開している。<sup>5</sup>

### 生産コスト (年次)

このファイルの8ページの2つの表に、生産者の年次の会計データに基づく生乳の生産コストが示されている。上の表「Echantillon “PLAN DE FILIÈRE”」は、CERFRANCE、Eliance、Cogedis、GIE Elevanceなどの会計センター・経営相談機関から提供された6,245の生産者のデータをサンプルとして計算したものである。この生産者には、酪農専業だけでなく、ほかの反芻家畜を飼育している者を含む。フランス全体の酪農家の収支構造を再現できるよう設計されている。

下の表 (Echantillon “RICA”) は、EU 共通の農業会計データベース RICA をサンプルとするもの。サンプルは505戸と小さめで、酪農専業だけでなく、穀物生産も行う生産者も含む。

---

<sup>5</sup> Tableau de bord - Indicateurs du Cniel (Novembre 2025)

[https://cniel-  
infos.com/GEIDFile/Tableau\\_de\\_bord\\_indicateurs\\_CNIEL\\_Novembre\\_2025.pdf?Archive=485263520344&File=Tableau%5Fde%5Fbord%5Findicateurs%5FcNiel%5FNovembre%5F2025%5Fpdf](https://cniel-infos.com/GEIDFile/Tableau_de_bord_indicateurs_CNIEL_Novembre_2025.pdf?Archive=485263520344&File=Tableau%5Fde%5Fbord%5Findicateurs%5FcNiel%5FNovembre%5F2025%5Fpdf)

それぞれ「慣行・平野部」「慣行・山岳部」「有機・平野部」「有機・山岳部」の4つの条件に分けて1000リットルあたりの生産コストが示されている。

Echantillon “PLAN DE FILIÈRE”による生産コストの表（画像 1-1）によると、2024年の「慣行・平野部（Conventionnel plaine）」は、


生産コスト（Coût de production） 621 ユーロ/1000 リットル

生乳の原価（Prix de revient du lait） 491 ユーロ/1000 リットル

であった。

画像 1-1 「生産コスト」と「生乳の原価」（“PLAN DE FILIÈRE”による）

**Echantillon PLAN DE FILIÈRE**



€/1 000 l	Conventionnel plaine		Conventionnel montagne		Biologique plaine		Biologique montagne	
	2023	2024	2023	2024	2023	2024	2023	2024
Coût de production*	599	621	752	775	769	818	920	979
Prix de revient du lait*	470	491	566	587	535	568	649	690

出典) Tableau de bord - Indicateurs du Cniel (Novembre 2025)

「生乳の原価」は、「生産コスト」から補助金、子牛・淘汰牛等の売上を差し引いた指標であり、酪農家が実際に受け取る牛乳の価格と比較できる指標である。

生乳の原価 = 生産コスト - (補助金収入 + 子牛・淘汰牛等の売上)

## 農場における各費用の構成比と上昇率（月次）

このファイルの9ページには、農場で発生するさまざまな費用の指標が3つに集約され、それぞれの構成比と価格上昇率が示されている。

青：IPAMPA の対象の費用（飼料、エネルギー、肥料など）

※IPAMPA：フランス国立統計経済研究所（INSEE）が作成・公開している農業経営のために購入する物品やサービスコストの指数

桃：IPAMPA の対象外の費用（外注作業、地代、給与・社会保険、金利、その他）

緑：IPAMPA 対象外の補完的費用（人件費など）

画像 1-2 酪農場の種類別コスト集計値の推移に関するデータ  
(2024年8月～2025年7月/2023年8月～2024年7月の変化率)

### DONNÉES D'ÉVOLUTION D'AGRÉGATS DE POSTES DE CHARGES SELON LE TYPE D'EXPLOITATIONS LAITIÈRES (ÉVOLUTION SUR LA PÉRIODE AOÛT 2024-JUILLET 2025 / AOÛT 2023-JUILLET 2024)

Source : réseau d'élevage (Institut de l'Élevage et Chambres d'Agriculture)

	Conventionnel de plaine		Conventionnel de montagnes		Bio de plaine	
	% dans le coût de production total	Evolution indice sur la période	% dans le coût de production total	Evolution indice sur la période	% dans le coût de production total	Evolution indice sur la période
Charges comptables indicées IPAMPA	58,6%	0,991	52,2%	0,992	43,6%	1,014
Charges comptables non indicées IPAMPA	22,1%	1,011	18,6%	1,012	28,4%	1,013
Charges supplétives non indicées IPAMPA	19,3%	1,003	29,2%	1,006	28,0%	1,008

## 直近の生乳原価の試算

仮に、2024年の「慣行・平野部」の生産コスト（621ユーロ/1000リットル）に、この表の「構成比・変化率をそのまま使って直近の生産コストを求めるならば、次のように計算することになると考えられる。

$$\begin{aligned} \text{現時点の生産コスト} &= 621 \times (0.586 \times 0.991 + 0.221 \times 1.011 + 0.193 \times 1.003) \\ &\approx 620 \text{ ユーロ/1000 リットル} \end{aligned}$$

「生乳の原価」を知るには、ここから「補助金収入+子牛・淘汰牛等の売上」を引く必要がある。2025年時点での「補助金収入+子牛・淘汰牛等の売上」の値が不明であるが、2024年と同じ（130ユーロ/1000リットル）であるとしたら、現時点の「生乳の原価」を次のように推計できる。

$$\text{現時点の「生乳の原価」} = 620 - 130 = 490 \text{ ユーロ/1000 リットル}$$

実際の生乳の取引価格は、3-5 ページに示されている。4 ページに掲載された直近 3 カ月（2025 年 6 月 25 日～9 月 25 日）の平均価格は 476.17 ユーロ/1000 リットルとなっている。

#### 1.4 指標の利用状況

業界紙「Reussir Lait」の 2022 年 11 月 18 日付の記事「牛乳生産コスト：新たな専門職連携指標を発見する」<sup>6</sup>では、「この指標は、多くの契約価格算定式や商談交渉において用いられている」と述べている。

会計検査院 Cour des comptes が 2024 年に発表した報告書 “Le contrôle de la contractualisation dans le cadre des lois EGAlim”（エガリム法の枠組みによる契約化の監視）<sup>7</sup>によると、「農業者を支援するために、専門職業間組織は契約ガイドや契約書のひな型を公表し、牛生産者が利用できるようにしている。しかし、事業者がこれらのツールをどの程度参照しているかは把握されていない」（16-17 ページ）としている。

---

<sup>6</sup> <https://www.reussir.fr/lait/retrouvez-les-nouveaux-indicateurs-interprofessionnels-de-cout-de-production-du-lait>

<sup>7</sup> [https://www.ccomptes.fr/sites/default/files/2024-03/20240214\\_Controlle-contractualisation-dans-cadre-des-lois-Egalim.pdf](https://www.ccomptes.fr/sites/default/files/2024-03/20240214_Controlle-contractualisation-dans-cadre-des-lois-Egalim.pdf)

## 2 穀物 (Céréales)

### 2.1 作成主体

専門職業間組織 Intercéreales (以下インターセリアル) が生産者の会計データや公的統計 (INSEE, Agreste) をもとに作成し公表している。

この組織について、web サイトでの組織紹介<sup>8</sup>をもとに紹介する。インターセリアルは、フランスの穀物を代表する専門職業間組織 (interprofessional organisation) である。対象となる穀物は、アマランサス、大麦、ソバ、カナリアグラス、チアシード、トウモロコシ、デュラム小麦、メスリン、キビ、製粉用小麦、オート麦、キヌア、米、ライ麦、ソルガム、スペルト小麦、ライ小麦、トリトルデウム、および関連穀物製品である。インターセリアルは、穀物の生産、集荷・販売、一次加工といった各段階の 14 の全国規模の専門職業団体 (the national professional organisations) で構成されている。フランスの穀物業界の発展に協力し、この分野におけるフランスの卓越性と、フランスの穀物生産・製品の高い品質を国際的にアピールしている。

### 2.2 公表の場

インターセリアルの web ページ「Indicateurs interprofessionnels loi Egalim (エガリム法に基づく専門職連携指標)」

<https://www.intercereales.com/indicateurs-interprofessionnels-loi-egalim>

### 2.3 指標の考え方・計算方法・使用する統計データ

インターセリアルは生産コストとともに、市場価格の指標も作成し、公表している。

以下、上記の「エガリム法に基づく専門職連携指標」のページの記述をもとに説明する。

#### 2.3.1 生産コスト

##### ①生産者の過去の会計データに基づく生産コスト

CER France<sup>9</sup> (フランスの会計コンサル) から提供される経営分析会計データを、Arvalis

---

<sup>8</sup> <https://www.intercereales.com/interprofession>

<sup>9</sup> CER France はフランス最大の農業会計・経営コンサルティングネットワークである。全国 700 以上の拠点があり、約 13,000 人のスタッフを持つ。約 32 万の農業経営体が会員である (フランス農家の 40%以上が利用)。農業省 (Agreste)、FranceAgriMer、Arvalis などと連携し、農

- Institut du végétal (フランスの農業技術研究所) と Unigrains (フランスの農業食品分野に特化した投資会社) が処理する。

収穫後 18 か月後には、収穫年ごとの「実際のコスト構造」がほぼ確定する。生産コストは主に、収穫量と主要な投入資材のコストによって決定する。

しかし、このページでは生産コスト (ユーロ/トン) を公開していない。

一方業界紙には生産コストを引用した記事が掲載されている。La France Agricole の 2025 年 11 月 14 日の記事<sup>10</sup>によると、Arvalis-Unigrains は 2025 年の軟質小麦の生産コストを 257 ユーロ/トンと推定しているという。またそこから CAP 補助金を差し引くと 230 ユーロ/トンとなる。なおこの記事は、「軟質小麦の予想販売価格は 1 トンあたり約 165 ユーロ (プラスマイナス 15 ユーロ) と推定されている」として、生産コストからみて不十分と主張されている。

このような状況から、インターセリアルは穀物の種類ごとに生産コスト (ユーロ/トン) の値を持っており、公開はしていないものの、会員など関係者向けに開示しているのではないかと考えられる。

## ②コストの変動指数 (IPAMPA COP)

コストがどう動くかを表すために使われるのが、AGRESTE (農林水産省統計局) が発行する IPAMPA (農業用生産財価格指数) Céréales et Oléoprotéagineux、通称 COP 指数 (2020 年を 100 とする指数) である。この月次の指数を、インターセリアルが 3 か月の移動平均の値をとり、“Indicateur Intercéréales” (インターセリアル指数) として公表している。web ページには、表と推移のグラフが画像として掲載されている。

画像 2-1 インターセリアル指数

---

業経営データの標準化・観測にも関与している。

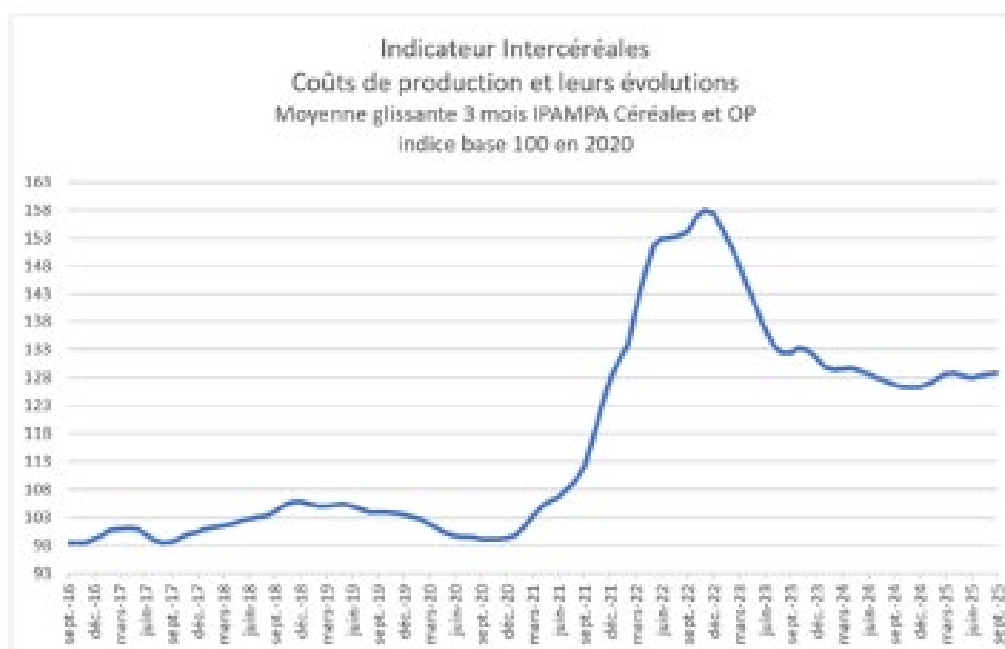
<sup>10</sup> <https://www.lafranceagricole.fr/conjoncture-cultures/article/890401/le-prix-du-ble-tendre-est-65-t-en-dessous-du-seuil-de-commercialisation>

### Indicateur Intercéréales

Janvier 2025 = moyenne novembre 2024 à janvier 2025

Moyenne glissante 3 mois de l'IPAMPA Céréales et OP - Indice base 100 en 2020	2025	2024	2023	2022	2021	Glissement annuel (%)
Janvier : moyenne novembre à janvier	126,9	129,9	154,9	130,9	99,9	-2,3%
Février : moyenne décembre à février	127,7	129,3	151,6	133,6	101,3	-1,2%
Mars : moyenne janvier à mars	128,7	129,5	148,3	140,3	103,3	-0,6%
Avril : moyenne février à avril	128,8	129,8	144,1	146,4	104,9	-0,8%
Mai : moyenne mars à mai	128,2	129,3	140,3	151,7	105,8	-0,8%
Juin : moyenne avril à juin	128,0	128,7	136,8	152,8	106,7	-0,5%
Juillet : moyenne mai à juillet	128,3	128,0	133,8	153,0	108,1	0,3%
Aout : moyenne juin à août	128,7	127,4	132,5	153,4	109,7	1,1%
<b>Septembre : moyenne juillet à septembre</b>	<b>128,9</b>	<b>126,6</b>	<b>132,4</b>	<b>154,1</b>	<b>112,1</b>	<b>1,8%</b>
Octobre : moyenne août à octobre		126,3	133,3	156,6	117,1	-5,3%
Novembre : moyenne septembre à novembre		126,3	132,9	158,0	122,7	-5,0%
Décembre : moyenne octobre à décembre		126,4	131,5	157,3	128,0	-3,9%

画像 2-2 インターセリアル指数の推移



最新の 2025 年 9 月のインターセリアル指数 (2025 年 7-9 月の COP 指数の移動平均) は 128.9 となっている。

なお、IPAMPA (農業用生産財価格指数) Céréales et Oléoprotéagineux の値 (やその算出根拠) については、Agreste の web ページへのリンク <sup>11</sup>が示されているが、そのページからはデータを入手できなかった。

<sup>11</sup> <https://agreste.agriculture.gouv.fr/agreste-web/disaron/IraCpr25146/detail/>

### 2.3.2 市場価格の指標

インターセリアルのページでは、Euronext<sup>12</sup>の先物データのリンクを掲載し、参考にすることを薦めている。また FranceAgriMer が公表している市場価格情報へのリンクも掲載している。

## 2.4 指標の利用状況

一方、事業者がインターセリアルの生産コスト指標をそのまま価格形成に利用しているとの情報は見つかっていない。

フランスは小麦を大量に輸出している。2023 年の小麦・小麦製品の生産量は 3600 万トンで、輸出が 1625 万トンある（FAO 食料需給表による）。そのため生産者の販売価格も国際相場に依存する。MURC 報告書 10 ページで紹介している農産物卸連合会（FNA）からの批判にあるとおり、仮に生産コストに基づく取引をした場合には国際競争力が削がれてしまうため、成り立ちづらいのではないかと考えられる。

エガリム法においてインターセリアルには生産コスト指標の作成義務があるため、作成はしている。牛乳とは異なり、穀物はエガリム 2 法による書面契約義務の対象外であるものの、MURC 報告書（22 ページ）に引用されている農業・食料主権省のヒアリングでは、「穀物は書面契約の義務から除外されているが、実質的には書面契約が行われており、穀物の生産サイクルに合わせて契約期間が 1 年となっている」とのことである。したがって、契約の当事者は書面で契約をするにあたり、価格やその自動改定方式について定める必要はあるが、どのような方式を使うかは自由であるため、インターセリアルが提示する生産コストや変動指数よりも、国際相場の価格を参照することになっているのではないかと考えられる。

---

<sup>12</sup> ユーロネクストは、パリ、アムステルダム、ブリュッセル、ダブリン、リスボン、オスロ、ミラノにある各証券取引所の運営および関連する金融サービスの提供を行う企業。本社機能はアムステルダムとパリに置かれている。

## 3 生鮮果実・野菜 (Fruits & Légumes frais)

### 3.1 作成主体

Interfel (l'Interprofession des fruits et légumes frais, 以下「インターフェル」と呼ぶ) が公表している。CTIFL (技術センター) が技術協力している。

インターフェルは 1976 年に設立された生鮮青果物の専門職間組織 (interprofession) である。15 の団体が構成され、6 つの生産者団体と、9 つの川下 (輸出・卸売・小売・給食など) の業界団体とが参加している。

### 3.2 公表の場

インターフェルの web ページ”Documentation”

<https://www.interfel.com/services/documentation/>

最新の指標 (2025 年 10 月のデータに基づいて 2025 年 12 月に更新) は以下の PDF ファイルで示されている。

<https://www.interfel.com/services/documentation/indicateurs-egalim-mise-a-jour-decembre-2025/>

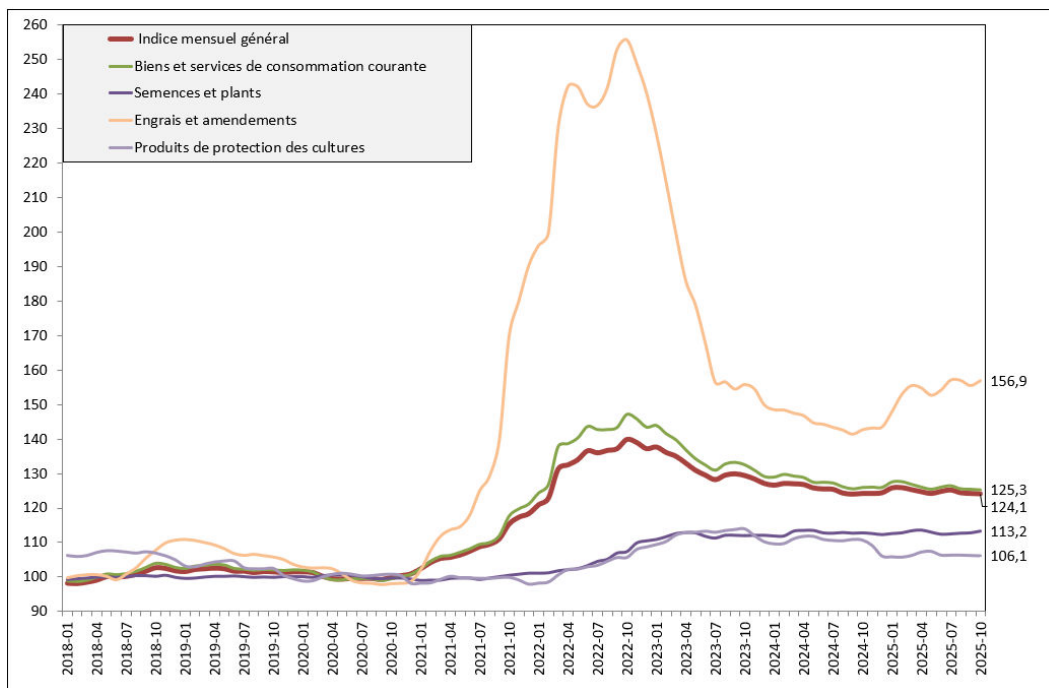
### 3.3 指標の考え方・計算方法・使用する統計データ

インターフェルの指標は、「ユーロ/トン」ではなく、2020 年を 100 とする指数である。

上記 PDF ファイルでは、生産コスト要因ごとの指標が示されている。出典はすべて INSEE (国立統計経済研究所) のものであり、INSEE が各指標を公開するページへのリンクも示されている (p.11)。

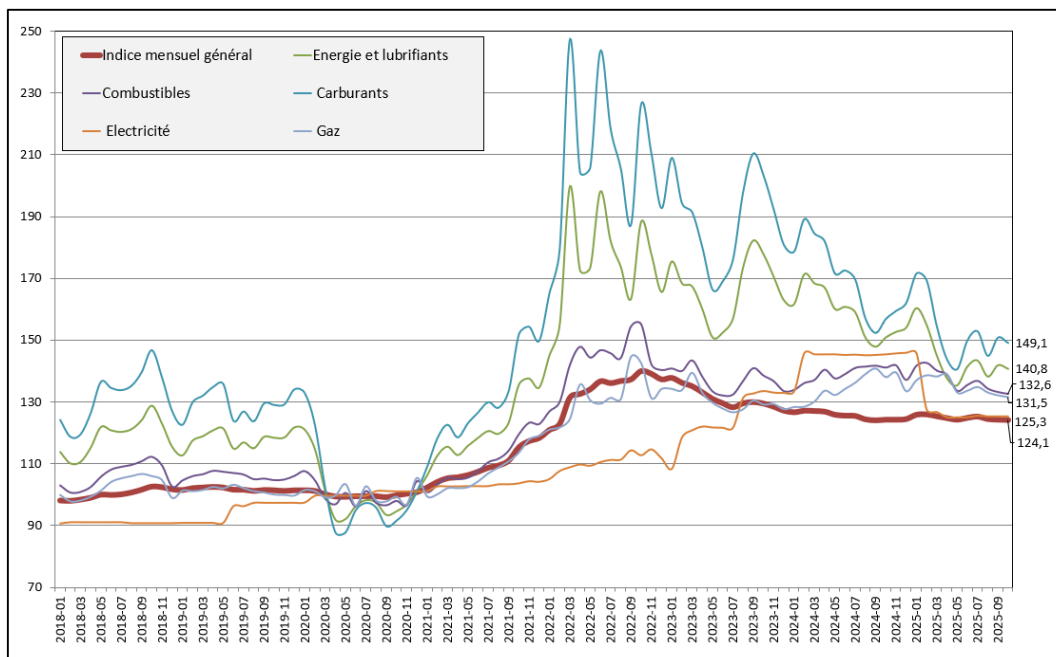
以下、投入物、エネルギー、構造コスト、人件費の順に指数のグラフを示す。

画像 3-1 生産コスト要因 IPAMPA：投入物 (INTRANTS)



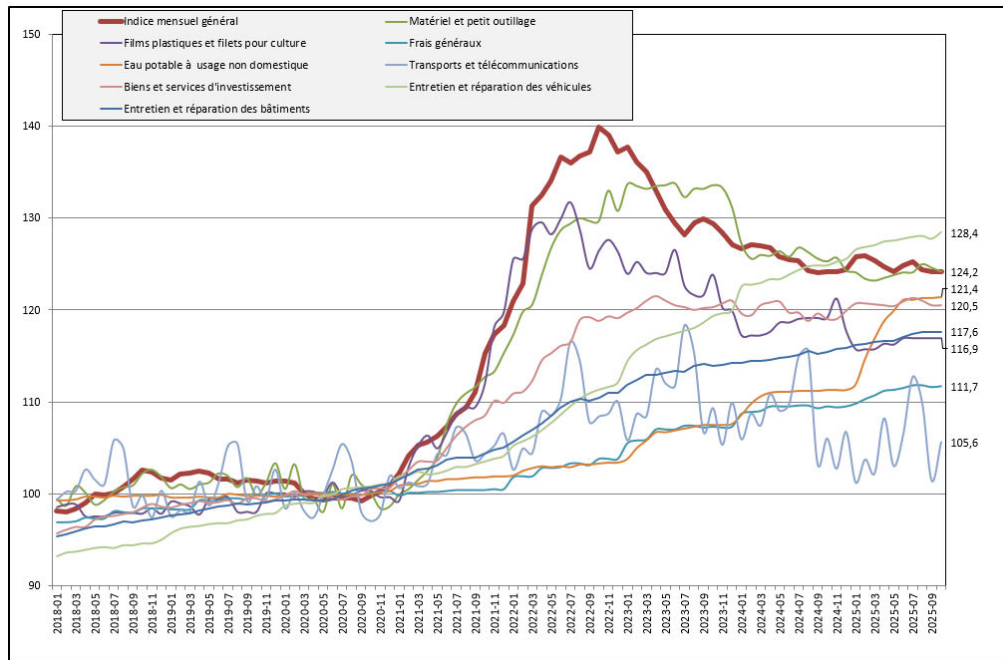
※凡例 (上から) 総合月次指数、消費財およびサービス、種苗、肥料と改良剤、農薬製品

画像 3-2 生産コスト要因 IPAMPA：エネルギー (ENERGIES)



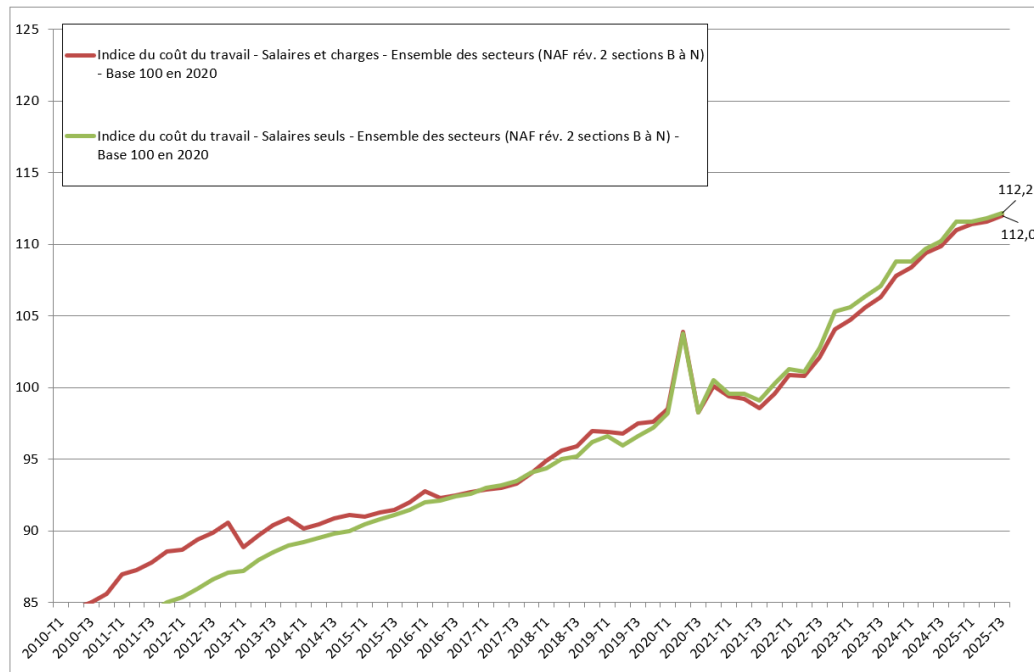
※凡例上から：総合月次指数、エネルギーと潤滑油、暖房用燃料、動力用燃料、電気、ガス

画像 3-3 生産コスト要因 IPAMPA : 構造コスト (CHARGES DE STRUCTURE)



凡例：総合月次指数、器具と小型工具、栽培用プラスチックフィルムとネット、間接費、家庭用以外の飲料水、運輸・通信、投資財及びサービス、車両のメンテナンスと修理、建物のメンテナンスと修理

画像 3-4 労働コスト指数



凡例：賃金および社会保障費、賃金のみ

### 生産体系ごとの重みづけ

以上の要素を、以下の4つの生産体系ごとに重みづけをし、指標が示されている。

畑地野菜 (légumes de plein champs)

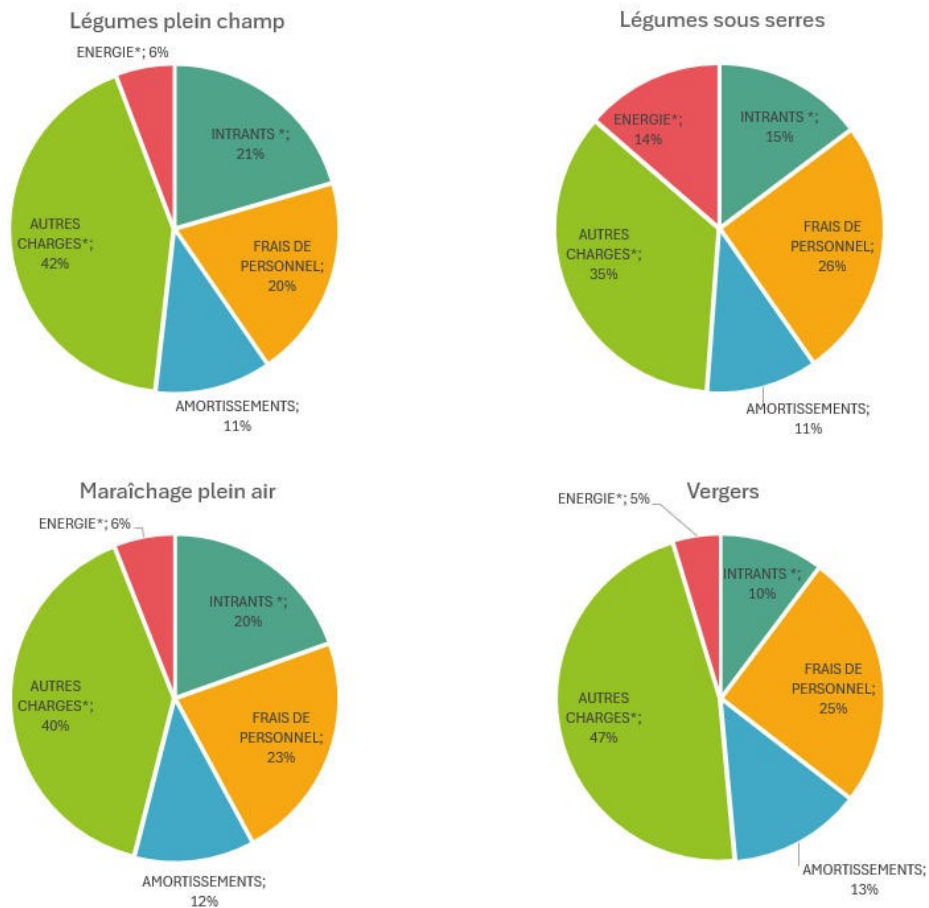
施設野菜 (légumes sous abris)

露地市場園芸 (maraîchage plein air)<sup>13</sup>

果樹園 (vergers)

この重みづけの根拠は、Agreste が年次ごとに公開する3年間 (2021~2023年) の平均を用いる。なお野菜・果物の種類ごとの指数はない。

画像 3-5 生産体系別の生産コストの重みづけ



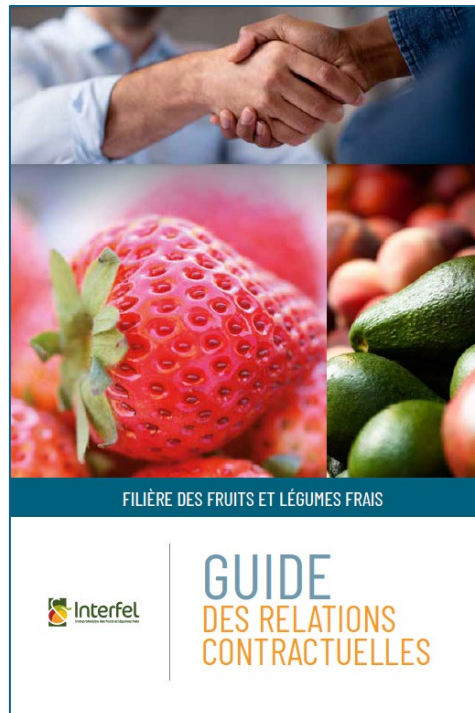
<sup>13</sup> légumes de plein champs は、ジャガイモ、ニンジン、玉ねぎなど一品目を大量に作付けするもの、maraîchage plein air は多品目・労働集約的な露地の市場向け野菜。



2025（生鮮果物・野菜分野における契約関係に関するガイド 2025）

<https://www.interfel.com/wp-content/media/2025/01/Guide-des-relations-contractuelles-filiere-des-fruits-et-legumes-frais-INTERFEL-2025.pdf>

画像 3-7 「生鮮果物・野菜分野における契約関係に関するガイド 2025」表紙



#### 4 まとめ：3つのセクターの比較

牛乳、穀物における生産コスト指標の作成・公表や利用状況について、以下まとめる。

表 4-1 3つのセクターにおける生産コスト指標の作成・公表や利用状況

品目セクター	牛乳	穀物	生鮮果実・野菜
専門職業間組織	クニエル	インターセリアル	インターフェル
指標の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計データに基づく生産コスト指標（ユーロ/1000リットル。年次）</li> <li>・各費用の構成比と変動率（月次）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産コスト（ユーロ/トン）を指標として公開していないが、把握している。</li> <li>・コスト変動指数（3カ月移動平均）は公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産コスト（ユーロ/トン等）はない</li> <li>・生産コスト要因の2020年を100とする指数（月次）。</li> <li>・生産コスト要因の重みづけ</li> </ul>
生産方法・作物等の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慣行・平野部、慣行・山岳部、有機・平野部、有機・山岳部の4区分（生産コスト、変動率ともに）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産コストは穀物の種類ごとに把握している模様（公開していない）</li> <li>・変動指数はおそらく共通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地野菜、施設野菜、露地市場園芸、果樹園の4区分で生産コスト要因の重みづけを提示</li> </ul>
当該セクターにおける書面契約の普及状況	エガリム2法における義務。（以前から普及している）	義務はないが1年契約が普及している。	あまり普及していない模様。インターフェルは「契約ガイド」により啓発
生産コスト指標の利用の普及	多くの契約・商談交渉で用いられているとの情報あり。	不明。生産コスト指標より国際相場を参照しているのではないか。	不明